



平成24年4月18日

「公表制度の効果」について

～違反对象物の公表制度施行から1年～

平成23年4月1日の「違反对象物の公表制度」の施行から1年が経過しました。

公表制度は、建物を利用する都民自らが建物の安全情報を確認し、利用を判断できるように、消防機関が立入検査で把握した違反を当庁ホームページ等でお知らせするもので、平成24年3月31日までに101件の建物を公表しました。(同日現在、公表中の建物は52件)

一方、建物関係者に対し、違反内容が公表に該当することを説明したこと等により、公表に至る前に改修された違反も見られるなど副次的な効果もあげています。

さらに、平成22年11月に当庁と東京都商店街連合会及び東京都商店街振興組合連合会との間で締結した「地域の防火安全体制強化の推進」に基づき、各消防署と各商店街等とで防火に関する連携を図っています。

東京消防庁では、建物を利用する方が安心して利用できるよう、引き続き、把握した建物の安全情報を積極的に公表するとともに違反是正を徹底していきます。

記

- 1 違反对象物の公表制度
- 2 インターネットモニターアンケート結果
- 3 違反指摘状況
 - (1) 違反指摘状況の比較
 - (2) 小規模雑居ビルでの比較
- 4 公表による是正効果
 - (1) 重大設備の未設置違反
 - (2) 繰り返し違反
- 5 地域における取組状況
 - (1) 商店街等との協定締結状況等
 - (2) 商店街地域における違反指摘状況
- 6 まとめ
 - (1) 公表制度の効果
 - (2) 今後の取組みについて

問合せ先

〔 東京消防庁 3212-2111（代表） 〕
〔 査察課査察計画係 内線 4922 4926 〕
〔 広報課報道係 内線 2346～2350 〕

1 違反対象物の公表制度

(1) 公表制度の意義

建物を利用する都民自らが建物の安全情報を確認し、利用を判断できるよう、消防機関が立入検査で把握した違反を公表するものです。

(2) 公表の対象となる建物

東京消防庁管内の建物における次のア、イの違反について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に公表します。



ア 消防用設備のうち屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反（2週間後に公表）

イ 防火管理者の選任義務がある飲食店、遊技場や雑居ビル等、同一の関係者による防火管理又は消防用設備の維持管理等の繰り返し違反（2ヶ月後に公表）

(3) 公表の方法

ア 当庁ホームページへの掲載

イ 当庁本部での閲覧

ウ 所管する消防署、消防分署及び消防出張所での閲覧

(4) 公表する内容

ア 防火対象物の名称

イ 防火対象物の所在

ウ 違反の内容（違反指摘事項、根拠法令等の条項、違反の位置等）

2 インターネットモニターアンケート結果

平成24年1月に400名を対象に実施したアンケートで238名が回答しました。

◆公表のサイトは役立ったか？

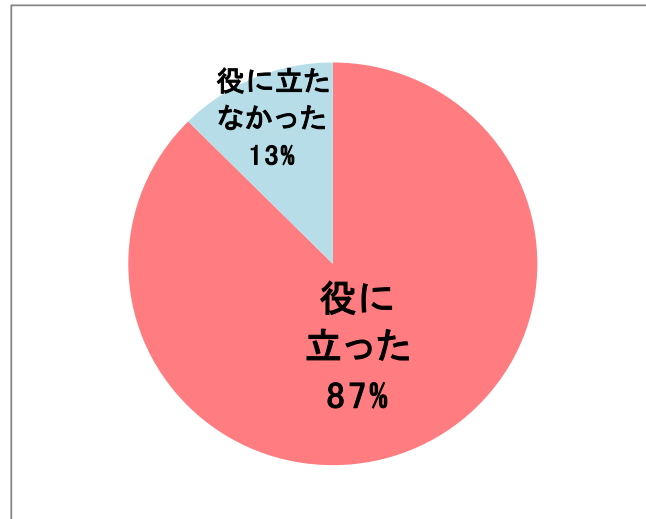


図1

◆今後公表情報を閲覧しようと思うか？

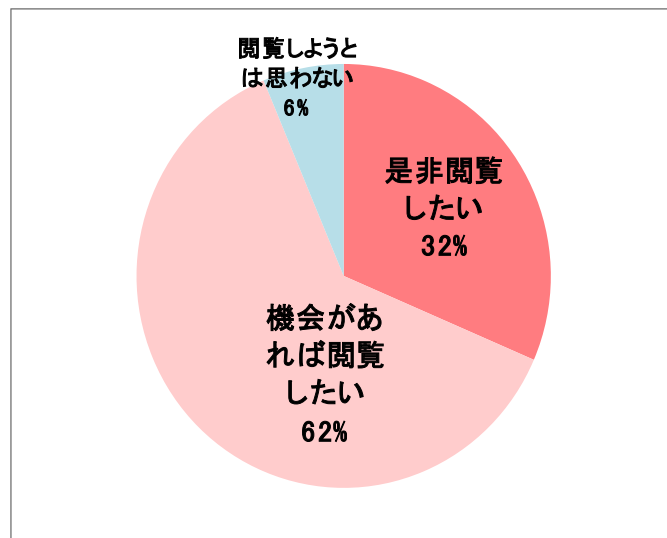


図2

「役に立った」が9割近くであるとともに、「機会があれば閲覧したい」と「是非閲覧したい」を合わせ、閲覧したいと思っている人が9割以上います。

3 違反指摘状況

(1) 違反指摘状況の比較

飲食店などが入る雑居ビル等について、公表制度開始前と公表制度開始後で立入検査時の違反指摘状況を比較しました。(図3)

- ① 違反指摘をした建物の割合が81.3%から77.3%と4.0ポイント減少している。
- ② 建物1棟あたりの違反指摘件数は9.9件から8.7件と1.2件(12%)減少している。

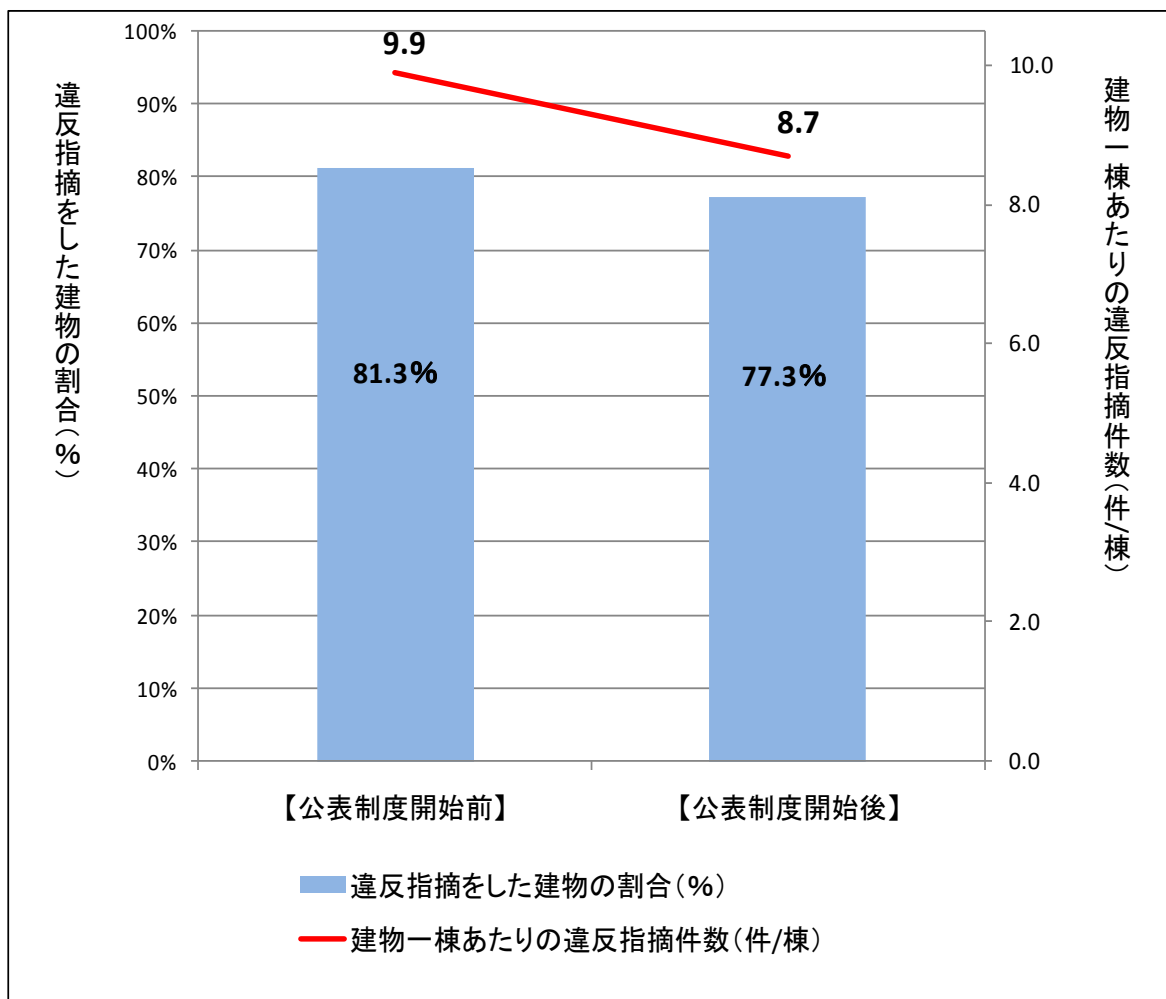


図3

(2) 小規模雑居ビルでの比較

平成21年11月に発生した高円寺南雑居ビル火災を契機として、同年11月27日から平成22年1月31日までに緊急一斉立入検査を実施した小規模雑居ビルのうち、公表制度開始後に立入検査を実施した492棟について違反の発生状況を比較しました。(図4)

緊急一斉立入検査では479棟に何らかの違反がありました(違反率97.4%)、公表制度開始後の立入検査では、違反があったものは244棟(違反率49.6%)となり、大幅に違反が減少しています。

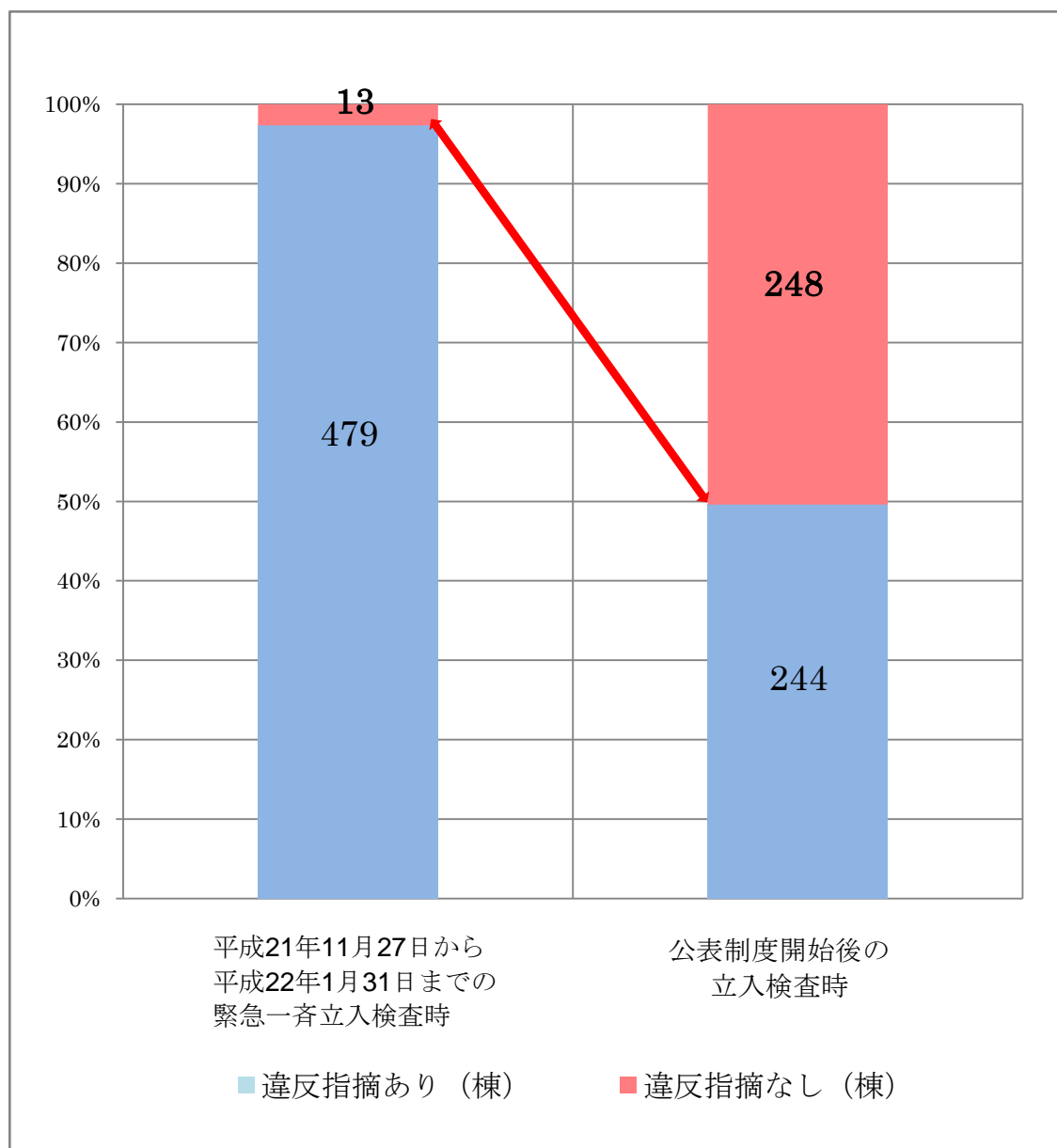


図4

4 公表による是正効果

(1) 重大設備の未設置違反

重大設備違反（自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備の未設置）として公表した100件のうち、91件と最も多かった自動火災報知設備の設置義務違反対象物について、公表制度開始以前の3年間と開始後の是正状況を比較しました。

その結果、公表制度開始後では是正までの平均日数が83日間であり、公表制度開始以前3年間の平均日数である111日間と比較すると、是正までの期間が28日間（25%）短縮されています。（図5）

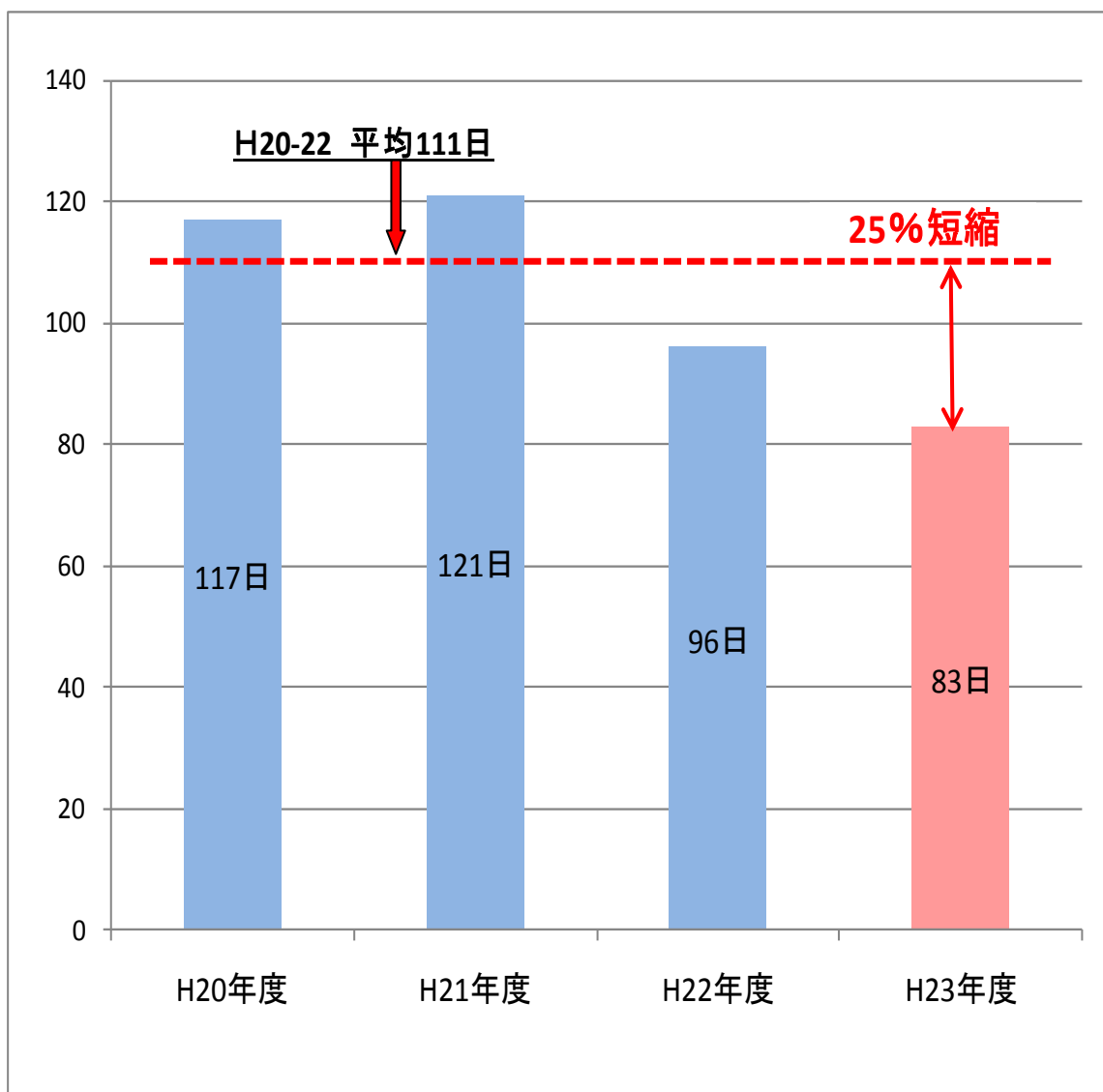


図5

(2) 繰り返し違反

公表制度開始後、違反を繰り返している建物の関係者に対して、公表する旨を通知した8棟65件のうち、7棟58件は公表する前に是正されました。

また、1棟7件の違反については公表となりましたが、公表後2週間以内に是正されました。

5 地域における取組状況

(1) 商店街等との協定締結状況等

- ア 東京都商店街連合会及び東京都商店街振興組合連合会と当庁との間で地域の防火に関する協定を締結（平成 22 年 11 月）
- イ 東京都飲食業生活衛生同業組合に、飲食業界における防火安全対策の推進について協力依頼文を発出（平成 23 年 7 月）
- ウ 55 消防署と 227 商店街等、また 9 消防署と 10 飲食業同業組合支部等（飲食業同業組合、中華料理組合、遊技場組合等）と協定締結
- エ 協定締結に基づく実施例
 - ・公表している違反対象物の情報提供
 - ・飲食店からの火災情報等の情報提供
 - ・イベントを活用した広報による公表制度の周知
 - ・協定に基づく防火指導等への協力等

(2) 商店街地域における違反指摘状況

商店街地域に存する飲食店などが入る雑居ビル等について、消防署との連携を積極的に行っている 7 地域を選定し、公表制度開始前と開始後の立入検査実施による違反指摘状況を比較しました。（図 6）

- ① 違反指摘をした建物の割合は 90.8% から 80.7% と 10.1 ポイント減少している。
- ② 建物 1 棟あたりの違反指摘件数は 17.1 件から 13.0 件と 4.1 件(24%) 減少している。

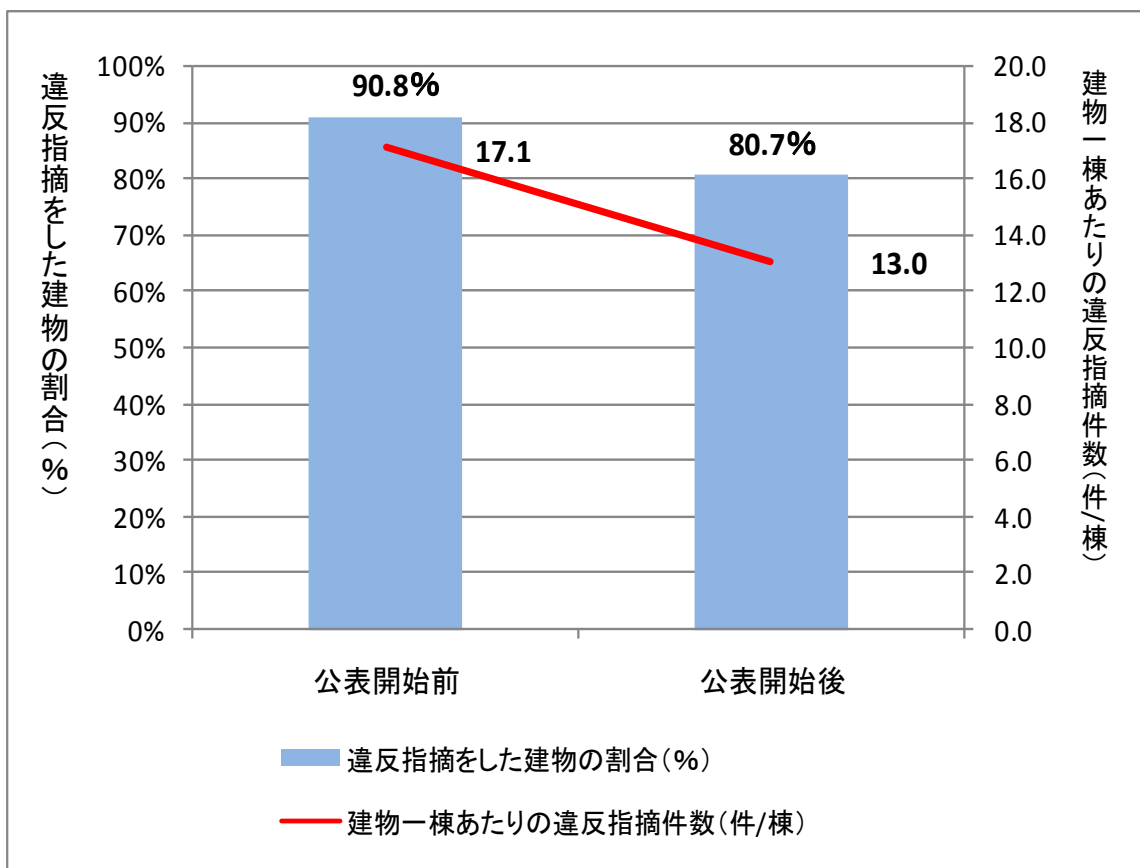


図 6

6 まとめ

(1) 公表制度の効果

関係者の防火意識の向上等が次のようにみられる。

- ア 違反そのものの件数が減少するとともに、違反指摘を受けたものについても是正までの期間が短縮された。
- イ テナントの違反であっても建物名称が公表されることから、建物のオーナーがテナントに対し、是正するよう求める等、所有者（管理権原者）としての責任の自覚を促進している。
- ウ 夜間の飲食店利用客の多い小規模雑居ビル等に公表制度の周知を強く働きかけたことで、違反の未然防止につながっている。
- エ 協定を締結している商店街地域では、商店街から積極的な防火に関する要望が寄せられており、違反指摘した防火対象物の割合、指摘件数ともに減少している。

(2) 今後の取組みについて

- ア 各種イベント等の機会を捉え、制度の更なる周知を図るとともに、公表情報を充実させることにより、当庁ホームページの閲覧等による都民の安全・安心を図る。
- イ 不動産業界に働きかけて、業界ホームページに当庁の公表ページへのリンクを作成してもらったり、公表されている建物情報を、取引斡旋時に宅建業者を通じて賃借人等に提供してもらうなど、安全性について判断できる環境を整備し、実効性を高めていく。
- ウ 消防署との連携を図っている商店街では、防火意識の向上等により違反の減少がみられることから、商店街等との協定締結、連携をさらに進めていく。
また、火災を発生させないための方策、法令改正等を含めた消防関係の最新情報、違反早期是正方法等の情報を商店街に提供することにより、防火防災面における商店街の自主的な安全対策をさらに促進する。
- エ 繰り返し違反について、公表制度開始前と開始後における違反是正日数の違いや、立入検査結果通知書交付後から是正までの期間の分析等を引き続き行い、今後の施策に生かしていく。